

# 違法な内容の計算書類の承認決議

大 島 一 輝

- 一 はじめに
- 二 制度の確認
- 三 学説・判例・裁判例
- 四 分配可能額の算定方法
- 五 計算書類の承認決議の法的意義
- 六 おわりに

## 一 はじめに

在庫などの資産の過大計上、架空売上による利益の水増し、負債の過小計上など、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行（会社法四三二条）から逸脱する会計処理（以下「会計不正」という）により、内容に重要な違法がある計算書類が作成された場合には、当該計算書類を承認する定時株主総会の決議（会社法四三八条二項）、およびそれに先立って行われる取締役会の決議（会社法四三六条三項）の有効性が問題となる。このうち、定時

株主総会による承認決議の有効性については、すでに別稿にて検討し、会社法下では決議を無効と解さない余地がある旨を指摘した<sup>(1)</sup>。また、取締役会による承認決議の法的性質についても、別稿にて分析を行った<sup>(2)</sup>。そこで本稿は、これらの別稿における検討結果を適宜参照しながら、取締役会設置会社<sup>(3)</sup>を検討対象として、定時株主総会の承認決議と、取締役会の承認決議の両方につき、決議の有効性の問題を統一的に説明することができるか否かについて、検討を行う<sup>(4)</sup>。

## 二 制度の確認

### (一) 計算書類の承認手続

まず、計算書類の承認手続に関する会社法の規定を確認しておこう。株式会社は、各事業年度に係る計算書類およびその附属明細書を作成しなければならない<sup>(5)</sup>（会社法四三五条二項、会社計算規則五九条一項）。会社が作成した各事業年度に係る計算書類および附属明細書は、監査役設置会社<sup>(6)</sup>（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限る旨の定款の定めがある株式会社を含み、会計監査人設置会社を除く）においては監査役の監査を受けなければならない<sup>(7)</sup>（会社法四三六条一項）。また、会計監査人設置会社においては、会計監査人の監査および監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）の監査を受けなければならない<sup>(8)</sup>（会社法四三六条二項一号）。そして、取締役会設置会社においては、前記の監査（会社法四三六条一項または二項一号の監査）を受けた計算書類およびその附属明細書は、取締役会の承認を受けなければならない<sup>(9)</sup>（会社法四三六条三項）。取締役会の承認を受けた計算書類は、定時株主総会（会社法二九六条一項）の招集の通知に際して株主に提供し<sup>(10)</sup>（会社法四三七条）、定時株主総会の承認を受けなければならない<sup>(11)</sup>（会社法四三八条二項）。ただし、会

計監査人設置会社であり、かつ取締役会設置会社である株式会社において、計算書類が法令および定款に従い会社の財産および損益の状況を正しく表示していると認められるための要件を満たす場合には、計算書類は定時株主総会の承認を要しない（会社法四三九条前段、会社法施行規則一一六条五号、会社計算規則一三五条）。この場合には、取締役は、定時株主総会で当該計算書類の内容を報告しなければならない（会社法四三九条後段）。

## （二）承認手続と財源規制との関係

平成一七年改正前商法では、中間配当の上限額は「最終ノ貸借対照表上ノ純資産額」を基礎に算定されたが（同法二九三条ノ第五項）、これ以外に、財源規制の基準となる貸借対照表がどの事業年度に係るものかについて、明文規定はなかった。

会社法下の財源規制の概要は、次のとおりである。剰余金の配当および一定の自己株式の有償取得により株主に對して交付する金銭等の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生じる日における分配可能額を超えてはならない（会社法四六一一条一項）。分配可能額は、最終事業年度（会社法二条二四号）の末日における剰余金の額（その他資本剰余金とその他利益剰余金の合計額）を算定の出発点とする（会社法四六一一条二項一号、四四六条一号イホ、会社法施行規則一一六条一〇号、会社計算規則一四九条）。すなわち、分配可能額は、最終事業年度の貸借対照表上の計数を基礎として算定される。

最終事業年度は、「各事業年度に係る第四三五条第二項に規定する計算書類につき第四三八条第二項の承認（第四三九条前段に規定する場合にあつては、第四三二六条第三項の承認）を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いもの」をいう（会社法二条二四号）。すなわち、原則として、各事業年度に係る計算書類について、定時株主総会の承認（会社法四三八条二項）を受けた場合における、当該各事業年度のうち最も遅いものを指す。例

外として、会計監査人設置会社であり、かつ取締役会設置会社である株式会社において、ある事業年度に係る計算書類が法令・定款に従い会社の財産および損益の状況を正しく表示していると認められるための要件を満たすため、当該計算書類につき定時株主総会の承認を要しない場合には（会社法四三九条前段、会社法施行規則一六条五号、会社計算規則一三五条）、当該事業年度については定時株主総会ではなく取締役会の承認（会社法四三六条三項）を受けたか否かを基準として、最終事業年度が決定される。

最終事業年度の定義規定である会社法二条二四号の文理によれば、ある事業年度の計算書類を承認する定時株主総会・取締役会の決議が無効である場合には、当該計算書類は同号にいう「承認……を受けた」との要件を満たさないから、当該計算書類に係る事業年度は最終事業年度にならない。このように、計算書類の承認決議の有無は、最終事業年度の決定、ひいては分配可能額の算定方法に影響を与える。

### 三 学説・判例・裁判例

内容に重要な違法のある計算書類の承認決議の有効性をめぐる学説・判例・裁判例については、別稿にて整理したので、<sup>(5)</sup>ここでは概要を確認するにとどめる。すなわち、内容に重要な違法がある計算書類の承認決議は、決議の内容に法令違反があるという理由で無効と解するのが、平成一七年改正前商法下でも、会社法下でも、一貫して通説であると思われる（株主総会決議につき会社法八三〇条二項参照。以下この通説を「承認決議無効説」と呼ぶ。<sup>(6)</sup>）

会社法制定前の判例・裁判例には、違法な内容の計算書類を承認する定時株主総会の決議は無効とするもの（大判昭和四年七月八日民集八卷七〇七頁、東京地判昭和二年一月一日判例タイムズ四三号五八頁）、当然無効のもの

のといふことはできないとするものがある（大決昭和四年二月一六日新聞三〇八二号九頁）。会社法制定後の裁判例には、内容に重要な違法のある計算書類の承認決議の有効性につき直接判断したものは見あたらないが、東京高判令和元年五月一六日判例時報二四五九号一七頁（オリンピックバス事件高裁判決）が参考になる。同事件では、分配可能額規制に違反する剰余金の配当がなされたとして、会社法四六二条一項に基づく取締役の責任の成否が争われた。被告取締役が「計算書類の記載に虚偽がある場合、計算書類に関する取締役会の承認決議は無効となる」と主張して、これを前提とした分配可能額を採用すべき旨を主張したのに対して、裁判所は「仮に計算書類の承認決議に無効事由があることが後に判明したとしても、これによって、分配可能額の算定の基礎となる「最終事業年度の末日」が影響を受けることはない」と判示した。このうち「仮に計算書類の承認決議に無効事由があることが後に判明したとしても」という部分は、承認決議無効説を前提としているように思われる。

#### 四 分配可能額の算定方法

二（二）で述べたとおり、計算書類を承認する定時株主総会・取締役会の決議の有効性の問題は、分配可能額の算定方法（具体的には、どの事業年度の末日における剰余金の額を算定の出发点にするか）に影響を与える。そこで、計算書類の内容に重要な違法がある場合に、承認決議無効説に立つ場合と立たない場合とで、分配可能額の算定方法にどのような違いが生じうるかという点を確認しておこう。<sup>(7)</sup>

##### （一）承認決議無効説に立つ場合

承認決議無効説に立ち、かつ、最終事業年度の定義規定（会社法二条二四号）を文理解釈する限り、内容に重

要な違法がある計算書類は同号における「承認(中略)を受けた場合」に該当しない。したがって、より古い事業年度の貸借対照表上の計数が、分配可能額算定の出発点となる。そうすると、例えば会計不正が複数の事業年度にわたって継続的に行われ、その間のすべての計算書類の内容に重要な違法があると評価される場合には、何年も前の貸借対照表上の計数が分配可能額算定の出発点になりうる。

また、承認決議無効説に立つと、仮に会計不正が、ある過去の事業年度(以下「過年度」という)においてのみ行われた場合であっても、その過年度の計算書類を訂正し、あらためて承認決議を行わない限り、当該過年度の計算書類の承認決議のみならず、それより後の事業年度(以下「後続期」という)の計算書類の承認決議もまた、すべて無効となる場合が生じうる。すなわち、会計不正が未だ発覚していないなどの理由で、後続期の計算書類が、過年度の計算書類の内容の違法を仮に訂正したとすれば生じうる累積的影響額を反映せずに作成されている場合には、その後、過年度の計算書類につき訂正・再決議が行われるか否かによって、後続期の計算書類の内容が変動しうるから、後続期の計算書類の承認決議はすべて無効と解することになる(最三小判昭和五八年六月七日民集三七卷五号五一七頁〔チツソ株主総会決議取消請求事件最高裁判決〕参照)。そうすると、最終事業年度の定義規定(会社法二条一四号)にいう「承認(中略)を受けた場合」を文理解釈する限り、過年度および後続期は最終事業年度とはなりえず、より古い事業年度の貸借対照表を基礎に分配可能額を算定すべきことになりそうである。

しかしながら、会社法制定により最終事業年度概念が導入されるよりも前は、前記のようにより古い事業年度に遡って配当財源を計算するという考え方はとられておらず、配当の時からみて最も近い決算時の貸借対照表上の数値に基づいた財源規制が考えられていたはずである(8)。財源規制は、現在の株主と会社債権者との利害調整を目的としているから、会社法下でも、配当の時点でできるだけ近い会計数値を用いて分配可能額を算定するの

が適切であろう（前掲東京高判令和元年五月一六日参照）。承認決議無効説に立ちつつ、こうした考え方を理由づける法解釈としては、計算書類の承認決議が無効であっても外形的に承認決議があれば、最終事業年度の定義規定（会社法二条二四号）における「承認（中略）を受けた場合」に該当すると解するというものや、「承認（中略）を受けた」という要件は、違法な内容を含む計算書類の承認決議が無効である場合には適用がないと限定解釈する<sup>(10)</sup>というものが考えられる。ただ、いずれも同号の文理から離れた解釈となることが課題点であるといえよう。

## （二）承認決議無効説に立たない場合

承認決議無効説に立たなければ、最終事業年度の定義規定の文理解釈によって、会社法制定前の考え方と同様な結論を導ける。すなわち、計算書類の内容に重要な違法があったとしても承認決議は無効にならないと考えるから、その計算書類は会社法二条二四号にいう「承認（中略）を受けた場合」という要件を満たす。したがって、当該計算書類に係る事業年度を最終事業年度として分配可能額を算定できる。ただし、その直近の貸借対照表の内容には、重要な違法がある。その違法な内容に基づいて分配可能額を算定するのではなく、当該貸借対照表が一般に公正妥当な企業会計の慣行から逸脱せずに作成されていたとすれば算定されうる分配可能額を用いて財源規制を適用するのが合理的であろう。承認決議を無効でないと解しながら、このような結論を導けるか否かが、さらなる検討課題となる。これについて検討するため、五では、会社法下における計算書類の承認決議の法的意義を確認する。

## 五 計算書類の承認決議の法的意義

### (一) 定時株主総会による計算書類の承認決議

まず、定時株主総会による計算書類の承認決議（会社法四三八条二項）の法的意義について確認する。<sup>(11)</sup>平成一七年改正前商法下では、貸借対照表、損益計算書、営業報告書とともに、「利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案」が計算書類の一つとされていた（同法二八一条一項各号）。これらの計算書類は、営業報告書を除き定時株主総会での承認を要した（同法二八三条一項）。すなわち、同法下においては、計算書類の承認手続と配当手続は制度的に一体であったといえる。こうした法制度のもと、当時の学説には、貸借対照表および損益計算書の内容が配当可能利益の確定にかかわること、および、配当の決定権限が株主総会に帰属することを理由として、貸借対照表および損益計算書の内容の決定権限は株主総会に帰属すると解するものがあつた。<sup>(12)</sup>これに対しては、貸借対照表および損益計算書の内容の決定は業務執行であるから、その権限は取締役（会）に帰属するとの反対説があつた。<sup>(13)</sup>仮に前者の学説のように、定時株主総会に計算書類の内容の決定権限（すなわち、計算書類の作成権限）が帰属すると解するならば、計算書類の内容に重要な違法がある場合には、それを承認しようとする定時株主総会の決議は、決議の内容（計算書類の内容を、当該違法なものに決定する旨）が法令に違反するといえるため、無効であるとの結論に至るだろう（平成一七年改正前商法二五二条参照）。

会社法は、計算書類としての利益処分案・損失処理案を廃止した。そのうえで、分配可能額規制（会社法四六一条一項八号）に反しない限り、いつでも何度でも、原則として株主総会の決議によって配当を行うことができることとした（会社法四五四条一項・四項）。すなわち、会社法下では、計算書類の承認手続と配当手続は別個の制度となつた。このため、計算書類の内容の作成権限が株主総会に帰属するとの前記学説が前提としていた制度

は、もはや会社法下では維持されていないといえる。計算書類の作成は業務執行の一環であるから、その権限は、取締役会に帰属する（会社法三六二条二項一号、三九九条の一三第一項一号、四一六条一項一号）。定時株主総会における計算書類の承認決議は、計算書類の作成行為ではなく、取締役会が作成した計算書類の内容が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に照らして正確であるという、株主総会としての認識を表明するもの（観念の表示または観念の通知）といえよう。<sup>14</sup> 仮に定時株主総会が違法な内容の計算書類を適法であると認識し、その（客観的には誤りである）認識を承認決議の形で表明したとしても、それ自体は法令に違反するものではない。この場合にも承認決議の内容は適法であり、ただ決議において承認の対象となっている計算書類の内容に違法があるにすぎない。このように考えると、会社法下では承認決議を無効と解さない余地がある。また、承認決議が計算書類の作成行為でないとすれば、当該決議を無効と解さないからといって、内容に重要な違法のある貸借対照表の数値に基づいて分配可能額を算定すべきことにはならない。

## （二）取締役会による計算書類の承認決議

次に、取締役会による計算書類の承認決議（会社法四三六条三項）の法的意義について、制度の変遷を参照しながら検討する。<sup>15</sup>

計算書類に取締役会の承認を要する旨が明文化されたのは、昭和五六年の商法改正の時である（同法二八一条一項）。ただ、計算書類の監査手続と取締役会による承認決議との先後関係については、会社法制定までの間、明文規定は置かれなかった。学説においては、昭和五六年の商法改正前後で一貫して、計算書類を監査手続に付す前に、取締役会の承認を要すると解されていた。<sup>16</sup> その理由としては、計算書類の作成は重要な業務執行であることや、取締役会において計算書類の内容に関して審議を尽くしたうえで監査手続に付すべきであることが挙げ

られた。

その後、平成一四年の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（商法特例法）の改正で創設された委員会等設置会社では、計算書類を承認する取締役会の決議は、会計監査人の監査および監査委員会の監査の後に行うことが明文で規定された（同法二一条の二六第四項）。これは、委員会等設置会社における監査委員会は、取締役会の内部機関であるところ、上位機関である取締役会による承認の後に、下位機関である監査委員会の監査を行うのは不合理であるとされたためである。<sup>(17)</sup>

会社法では、まず会社が計算書類を作成し（会社法四三五条二項）、これを監査手続（会社法四三六条一項・二項）に付し、その後取締役会の承認を受けることが明文文化された（会社法四三六条三項）。<sup>(18)</sup> 監査手続と承認決議の先後関係は、前述の委員会等設置会社の規整を一般化したことになる。前述のとおり、会社法制定前は、委員会等設置会社を除く株式会社においては、計算書類を承認する取締役会の決議は、計算書類を監査手続に付す前に行うべきであると解されていた。会社法がこれと異なる規整を採用した趣旨について、立案担当者は次のとおり説明する。すなわち、監査の結果、計算書類に修正を要することとなった場合に、「すでに取締役会の承認により計算書類についての機関決定がされていることとの関係で、どのように取り扱うべきかという疑義があった」<sup>(19)</sup>うえ、「取締役会において機関決定する際には、監査意見を参照して判断することが適切である」<sup>(20)</sup>とする。

こうした立案担当者の説明を前提とすれば、会社法下における取締役会による計算書類の承認決議に関して、次の二点を指摘することができよう。第一に、計算書類の作成は監査手続より前に行われるところ（会社法四三五条二項、四三六条一項・二項参照）、その段階においては、取締役会は当該計算書類につき何らの決議も行う必要はなく（任意に行うことは妨げない）、ただ監査手続後にのみ、会社法四三六条三項が定める承認決議を行えば足りることとなる。<sup>(21)</sup> こうした考え方は、（委員会等設置会社を除く株式会社において）計算書類を監査手続に付す前

に、当該計算書類につき取締役会の承認決議を要するという、会社法制定前における学説の一般的理解とは異なるものである。第二に、会社法四三六条三項が定める取締役会においては、監査の結果を踏まえて計算書類の修正の要否や修正方法につき審議を行い、修正を要すると判断する場合には計算書類を承認せず、内容を適宜修正する旨の決議をなすことも予定されているといえる。

しかしながら、内容の同一性を損なわない程度の軽微な修正は格別としても、取締役会において計算書類の内容を修正した場合には、修正後の計算書類につき、再度の監査手続を行わずに取締役会で承認することを認めるのは妥当ではないと思われる。仮にこれを認めると、監査を受けていない貸借対照表の計数を基礎として分配可能額を算定することになるし、会社法四三七条に基づき定時株主総会に提供される書類のうち、計算書類は修正済みであるのに対して、監査報告（および会計監査報告）は修正前の計算書類を対象とするという点に齟齬が生じるからである。監査を受けた計算書類につき、会社法四三六条三項の取締役会で審議を行った結果、内容の修正を要すると取締役会が判断した場合には、承認決議を行わず、取締役会が計算書類の作成権限に基づいて必要な修正を行うことになる。そして、かかる修正後の計算書類につき、あらためて監査手続を行うべきであろう（会社法四三六条一項または二項一号）。

取締役会が監査結果を踏まえて計算書類の内容につき審議を行い、必要であれば修正・再監査を行ったのち、もはやさらなる修正は要しないと取締役会が判断した段階で、その計算書類に対して承認決議が行われることになる（会社法四三六条三項）。このように考えると、こうした修正も含めて、およそ計算書類の作成行為は、計算書類を監査手続（当初の監査手続後に計算書類の内容を修正した場合には、修正後の計算書類を対象とする再度の監査手続）に付す段階で、すでに完了していることになる。つまり、会社法四三六条三項が定める取締役会の承認決議は、計算書類の作成行為（計算書類の内容の決定行為）とは別個の手続として理解しうる。会社法が計算書類の

「作成」(四三五条二項)と「承認」(四三六条三項)とを区別していることから、このように理解するのが妥当であろう。計算書類を承認する取締役会決議の法的意義は、計算書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行から逸脱しない正確な内容で作成されており、もはや修正を要しない旨を取締役会が認識し、その認識を決議の形で表明するもの(観念の通知または観念の表示)であるといえよう。このように考えれば、仮に承認決議の対象である計算書類の内容に重要な違法が存在するとしても、承認決議の内容が法令に違反するわけではないから、承認決議自体を無効と解する必然性はない。そして、承認決議は計算書類の作成行為ではないとすれば、承認決議を無効と解さないからといって、内容に重要な違法のある貸借対照表の数値に基づいて分配可能額を算定すべきことにはならない。会社の会計は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとされるから(会社法四三一条)、貸借対照表の計数が分配可能額の算定の出発点として用いられるというのは、その貸借対照表が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行から逸脱しない内容で作成されていることを前提とするものである。仮に、計算書類の承認決議後に、当該計算書類の内容に重要な違法があることが発覚した場合には、計算書類の作成義務(会社法四三五条二項)に基づき、取締役会は当該計算書類の内容を、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行から逸脱しない内容に修正すべきであると思われる。計算書類が一定期間にわたり備置きおよび閲覧等の対象になっていることから(会社法四四二条)、このように解すべきであろう。もともと、修正前の計算書類を対象とする定時株主総会・取締役会の承認決議自体を無効と解する必然性がないことは前述のとおりであり、修正後の計算書類につき、取締役会および株主総会においてあらためて承認決議を行うことは無用である。

## 六 おわりに

本稿における検討結果は次のとおりである。すなわち、会社法下では、計算書類の承認決議については、定時株主総会の決議も取締役会の決議も、承認決議無効説に立つ必然性は認められない。むしろ、承認決議無効説に立たない場合には、分配可能額の算定につき、最終事業年度の定義規定の文理解釈によって、会社法制定前の考え方と同様な結論を導くことができる。そして、定時株主総会による承認決議も取締役会による承認決議も、その法的意義に鑑みると、承認決議の対象である計算書類の内容に重要な違法があるからといって、承認決議自体の内容が法令に違反するとの評価はあたらず、決議は無効にならないとして、両決議の有効性を統一的に説明することができる。

なお、本稿においては、取締役会設置会社でない株式会社、および取締役会設置会社のうち、公開会社でない会計参与設置会社であって、会社法三二七条二項ただし書の規定に基づき監査役を置かず、かつ会計監査人も置かない会社については、検討対象外とした。これらについては、今後の検討課題としたい。

- (1) 大島一輝「違法な内容の計算書類を承認する定時株主総会決議の有効性」法学研究九六巻一号(二〇二三年)四二四～四二六頁。
- (2) 大島一輝「取締役会による計算書類承認決議の法的性質」月報司法書士六三八号(二〇二五年)四五～五三頁。
- (3) 取締役会設置会社のうち、公開会社でない会計参与設置会社であって、会社法三二七条二項ただし書の規定に基づき監査役を置かず、かつ会計監査人も置かない会社は、さしあたり本稿の検討対象外とする。

- (4) なお、計算書類を承認する定時株主総会および取締役会の承認決議の有効性の問題につき、日本私法学会第八八回大会にて個別報告を行った。報告要旨は、私法八七号に掲載予定である。
- (5) 大島 (前掲・注(1)) 四一三〜四一五頁。
- (6) 上田明信「計算書類の確定について」産業経理二六卷七号(一九六六年)六三頁、服部栄三〔稿〕大森忠夫ほか〔編〕『注釈会社法(6)〔増補版〕』(有斐閣、一九八〇年)四二頁、堀裕彦「計算書類の確定について」関西大学法学論集三四卷一号(一九八四年)九七〜九八頁、本間輝雄〔稿〕戸田修三ほか〔編〕『注解会社法(下巻)』(青林書院、一九八七年)五六八頁、倉沢康一郎〔稿〕上柳克郎ほか〔編集代表〕『新版注釈会社法(8)』(有斐閣、一九八七年)八一〜八二頁、片木晴彦〔稿〕江頭憲治郎・弥永真生〔編〕『会社法コンメンタール10』(商事法務、二〇一一年)三七八頁、葉玉匡美ほか〔稿〕同・和久友子〔編著〕TMI総合法律事務所ほか〔監修〕『Q&A決算修正の実務詳解』(中央経済社、二〇一一年)六頁、秋坂朝則「過年度の計算書類の誤謬と会社法会計」會計一八八卷三号(二〇一五年)一七頁、久保大作「不正な内容を含む計算書類の承認と分配可能額算定の関係についての覚書」黒沼悦郎・藤田友敬〔編〕『企業法の進路』(有斐閣、二〇一七年)三八九〜三九〇頁。
- (7) 詳細は、大島(前掲・注(1)) 四二一〜四二四頁参照。
- (8) 久保(前掲・注(6)) 三八六〜三九一頁参照。
- (9) 久保(前掲・注(6)) 四〇二頁。
- (10) 大島一輝「計算書類の内容の違法と分配可能額」法学政治学論究一一九号(二〇一八年)三六一〜三六二頁。
- (11) 詳細は、大島(前掲・注(1)) 四一九〜四二〇、四二二頁参照。
- (12) 泉美之松「決算の確定権について」産業経理二六卷七号(一九六六年)五七頁。山村忠平『新商法による株式会社監査』(同文館、一九七五年)八二頁も同旨と思われる。
- (13) 高田源清「計算書類の決定権者」企業会計六卷四号(一九五四年)一一六〜一一七頁、吉永榮助〔稿〕大森ほか〔編〕(前掲・注(6)) 四六〇〜四六一頁。
- (14) 同旨、宮島司『会社法(第二版)』(弘文堂、二〇一三年)二七九〜二八〇頁、山本爲三郎『会社法の考え方(第一三版)』(八千代出版、二〇二四年)二四九頁。平成一七年改正前商法下で、計算書類を承認する定時株主総会の決

- 議の法的性質を觀念の通知または觀念の表示と解する説として、津田利治『会社法の大意(下)』(第五版)〔慶應通信、一九六四年〕三七二頁、並木和夫〔報告〕同〃倉沢康一郎「計算書類の確定権限と商法規定」企業會計三二卷一號(一九八〇年)一〇六頁、高島正夫『会社法(新版)』(慶應通信、一九九一年)二〇三頁。
- (15) 詳細は、大島(前掲・注②)四六〇～四九頁参照。
- (16) 昭和五六年改正前商法下の学説として、服部榮三(稿)大森忠夫ほか(編集代表)『注釈会社法(6)』(有斐閣、一九七〇年)二四頁、今井宏「計算書類の作成と取締役会」監査役八七号(一九七六年)二七～二八頁など。同年改正商法下の学説として、稲葉威雄『改正会社法』(金融財政事情研究会、一九八二年)三二六頁、酒巻俊雄(稿)上柳克郎ほか(編集代表)『新版注釈会社法(8)』(有斐閣、一九八七年)四二～四三頁。
- (17) 始関正光「平成一四年改正商法の解説(8)」商事法務一六四四号(二〇〇二年)一五頁。
- (18) 相澤哲〃岩崎友彦「株式会社の計算等」別冊商事法務二九五号(二〇〇六年)一二五頁参照。
- (19) 相澤〃岩崎(前掲・注(18))一二五頁。
- (20) 相澤〃岩崎(前掲・注(18))一二五頁。片木(稿)江頭〃弥永(編)(前掲・注(6))三七二頁参照。
- (21) 会社法下の学説には、監査手続前の段階では取締役会による計算書類の承認決議は不要であるとするものと(郡谷大輔〃和久友子(編著)細川充ほか(著)『会社法の計算詳解(第二版)』(中央経済社、二〇〇八年)一一八頁、片木(稿)江頭〃弥永(編)(前掲・注(6))三七三頁、森・濱田松本法律事務所(編)宮谷隆〃奥山健志『新・会社法実務問題シリーズ四(第五版)』(中央経済社、二〇二二年)二二頁、必要であるとするものがある(森井英雄『新監査役の法律と実務(改訂版)』(税務経理協会、二〇二二年)四二二頁)。